

静岡市規則第31号

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 4年 3月 30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市屋外広告物条例施行規則(平成15年静岡市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(公共的取組)

第6条の3 条例第6条第9項に規定する規則で定める公共的取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民等が主体となって行う催物又は地方公共団体が支援する催物
- (2) 公共空間におけるベンチ、街灯、自転車駐輪場その他これらに類する工作物で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
- (3) 公共空間における食事施設その他これに類する施設で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
- (4) 公共空間における植栽、花壇その他これらに類する修景施設の整備又は維持管理
- (5) 条例第6条第1項第6号の広告物又は掲出物件の整備又は維持管理
- (6) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定により定められた都市再生整備計画に基づき設置する同条第3項第2号イの滞在快適性等向上施設等、同条第25項の都市利便増進施設及び同法第73条第2項において読み替えて準用する同法第45条の2第2項第1号の都市再生整備歩行者経路の整備又は維持管理
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき設置する同法第5条の2第2項第5号の特定公園施設(自らの負担で建設するものに限る。)及び同項第6号の利便増進施設(当該施設の収入がその整備又は維持管理に充てられるものを除く。)の整備又は維持管理
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるものとして市長が認める取組

第7条第1号中「広告景観整備地区」を「整備地区」に改める。

第10条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあつては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書別表第2の2個別基準に次のように加える。

(4) 条例第6条第9項の基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。

イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合

(ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。